

# 民 事 法

・解答上の注意

1. 問題用紙2頁、解答用紙は3枚（民法 問1、民法 問2、民事訴訟法についてそれぞれ1枚）、下書き用紙は1枚です。
2. すべての解答用紙に、一橋大学の受験番号を記入してください。氏名は絶対に記入しないでください。
3. すべての問に解答してください。民法 問1、民法 問2、民事訴訟法の配点比率は、1 : 1 : 1です。
4. 解答用紙は、問題ごとに異なります。それぞれ正しい用紙に解答してください。
5. 解答は横書きにして、1問につき1枚の解答用紙に収めてください。解答用紙の追加、交換はしません。解答用紙は、白紙である場合も含め、すべて提出してください。
6. 問題の内容についての質問には、応じません。
7. 貸与した六法に、書き込みをしてはいけません。
8. 試験終了後、問題用紙と下書き用紙は、持ち帰ってください。

## 民法 問1

A Bは夫婦で、その間に子はおらず、Aが所有する甲建物でA BとAの母Cの3人が居住しているとする。以下の(1)(2)の事例において、甲建物の譲受人であると主張するDがB及びCに対して甲建物の明渡しを求める場合のB C D間の法律関係を論じなさい。

(1)と(2)は、それぞれ独立の問題として扱い、必要があれば、場合分けをして検討すること。

- (1) 甲建物につき、Bが、無断でAの実印と登記識別情報を用いて、Aの代理人として事情を知らないDに売却し、AからDへの所有権移転登記をしたのち、Aが死亡し、同人をBとCとが共同相続した。
- (2) 甲建物につき、Bが、無断でAの実印と登記識別情報を用いて、売買を仮装してAからBへの所有権移転登記をしたうえで、甲建物を自己のものとして事情を知らないDに売却し、BからDへの所有権移転登記をしたのち、Aが死亡し、同人をBとCとが共同相続した。

## 民法 問2

Aは、不動産業者Bの勧めに応じて、自己(A)所有の土地に3階建て全12戸のアパート(以下「甲建物」という。)を建て、これを一括してBに賃貸し、Bは、各戸別にCらに転貸している。AとBとの賃貸借契約には、「Bは賃料の減額を求めない」旨の特約があった。

この場合について、以下の各問に答えなさい。(1)と(2)は、それぞれ独立の問題として扱い、必要があれば、場合分けをして検討すること。

- (1) 不況の為Bは転借人を探すのが難しく、転借料を下げざるを得ない状況になった。Bは、Aに対して、借地借家法32条に基づく賃料の減額を請求することができるか。なお、この小問では、現に転借しているCらに言及する必要はない。
- (2) BがAに対して賃料を支払わないので、Aは、Bとの賃貸借契約を解除した。Aは、Cらに対して甲建物の明渡しを求めることができるか。

## 民事訴訟法

新宿区に住むAは、休日に皇居前広場を散歩していたところ、渋谷区に住むBの運転する自転車と接触して転倒し、左腕と腰の骨を折るけがをして、2ヵ月間入院をし、退院後も治療のために通院を続けていた。Aの退院後4ヵ月ほどして、BはAに対して、この事故に基づく損害賠償債務は150万円を超えて存在しないことの確認を求める訴えを、東京地方裁判所に提起した。以下のそれぞれの場合における、Aの反論や採りうる措置について、それに対する裁判所の対応も含めて論じなさい。

- (1) Aが、症状が固定するのにもう少し時間がかかり、損害額が増える可能性があると考えて、Bへの請求を見合わせていた場合。
- (2) Aの退院後、AとBは損害の賠償について示談交渉を開始し、BはAのけがの程度などを考慮して、損害額として相当と考えられる150万円の和解金を支払うことを申し出ていた。ところが、Aは、諸般の事情を考慮すると損害額は300万円を下らないと主張して示談に応ぜず、一刻も早く損害額の全額を賠償してもらいたいと考えている場合。